

ご自身の年金額をご確認ください

令和4年度の年金額は原則0.4%減額されることとなりましたので、同封の「年金額改定通知書」にて、改定後の年金額をお知らせしています。

また、年金額の改定に伴い、令和4年6月定期支給期（令和4年4月・5月分）から年金の支給額が変わります。

「年金額改定通知書」と一体となっている「年金支払通知書」にて、支給額をご確認ください。



年金額改定通知書・年金支払通知書の見方

見本

年 金 額 改 定 通 知 書

基礎年金番号 9999999999 受給権者の氏名 公立 太郎
 年金証書記号番号 33-12345678 受給権者の生年月日 昭和32年12月1日

年金額		1	2	3	4
年金の種類	年金コード	開始年月	基本となる年金額 円	加給年金額または加算額 円	支給停止額 円
老齢厚生年金(特別)	1130	令和4年4月	1,249,163	0	
退職共済年金(特別)	1170	令和4年4月	245,498		
事由 法令改正による改定					

年金支払通知書

送金日 令和4年6月15日

支拂種別	年金証書記号番号	年金種類	コード	老齢厚生年金	1130	退職共済年金	1170
13-33	12345678	一期額		208,193		40,916	
基礎年金番号	9999999999	介護保険料					
		後期高齢保険料					
		所得税額					
		住民税額					
※ 同一口座に一口で送金します。				差引支給額	¥208,193*	¥40,916*	
		金融機関	シギ	(※)	シギ	(※)	
		店舗	スルガダイ		スルガダイ		

● 年金額改定通知書の見方

- 1 基本となる年金額**
改定後の年金額（年額）を表示しています。
- 2 支給停止額**
支給停止される額がある場合は、その額を表示しています。
- 3 支給年金額**
支給停止額がある場合に、実際に支給される額（年額）を表示しています。
- 4 事由**
改定の事由を表示しています。ただし、支給停止額がある場合は、支給停止の事由を優先して表示しています。

● 年金支払通知書の見方

- 5 一期額**
改定後の年金額（支給停止額がある場合は支給年金額）の2カ月分の額（円未満の端数切り捨て）を表示しています。
- 6 社会保険料など**
介護保険料や税金など、年金から徴収される額を表示しています。
- 7 差引支給額**
実際に年金の受取口座に送金される額を表示しています。

今回同封した年金支払通知書は、6月・8月・10月定期支給期の支給内容です。

なお、6月定期支給期以後に支給額等が変更となった方には、変更後の年金支払通知書を8月または10月定期支給期に送付します。支給額等に変更がない方は、12月定期支給期に次回の年金支払通知書を送付します。

令和4年3月末の退職により当共済組合の組合員資格を喪失した方へ

組合員として在職中であつたために年金が支給停止となっている方は、退職後に支給停止の解除等（退職改定）を行います。この手続きは順次進めておりますが、手続きの完了時期は8月定期支給期以降を予定しております。そのため、**6月定期支給期（4月・5月分）の年金は、在職による支給停止が解除されていない状態となります**（「年金額改定通知書」の事由欄には「在職停止」という文言が印字されています。）。

支給停止の解除により追加支給となる年金（6月定期支給期に送金できなかった年金）については、8月定期支給期以降、できるだけ早期にお支払いできるよう手続きを進めているところです。

お待たせすることとなりますが、ご理解くださいますようお願いいたします。



在職中であっても、毎年1回 年金額が改定されます

厚生年金
被保険者として
在職中の
65歳以上の方へ

制度改正によって、年金を受給しながら働く65歳以上の方の経済基盤の充実が図られます

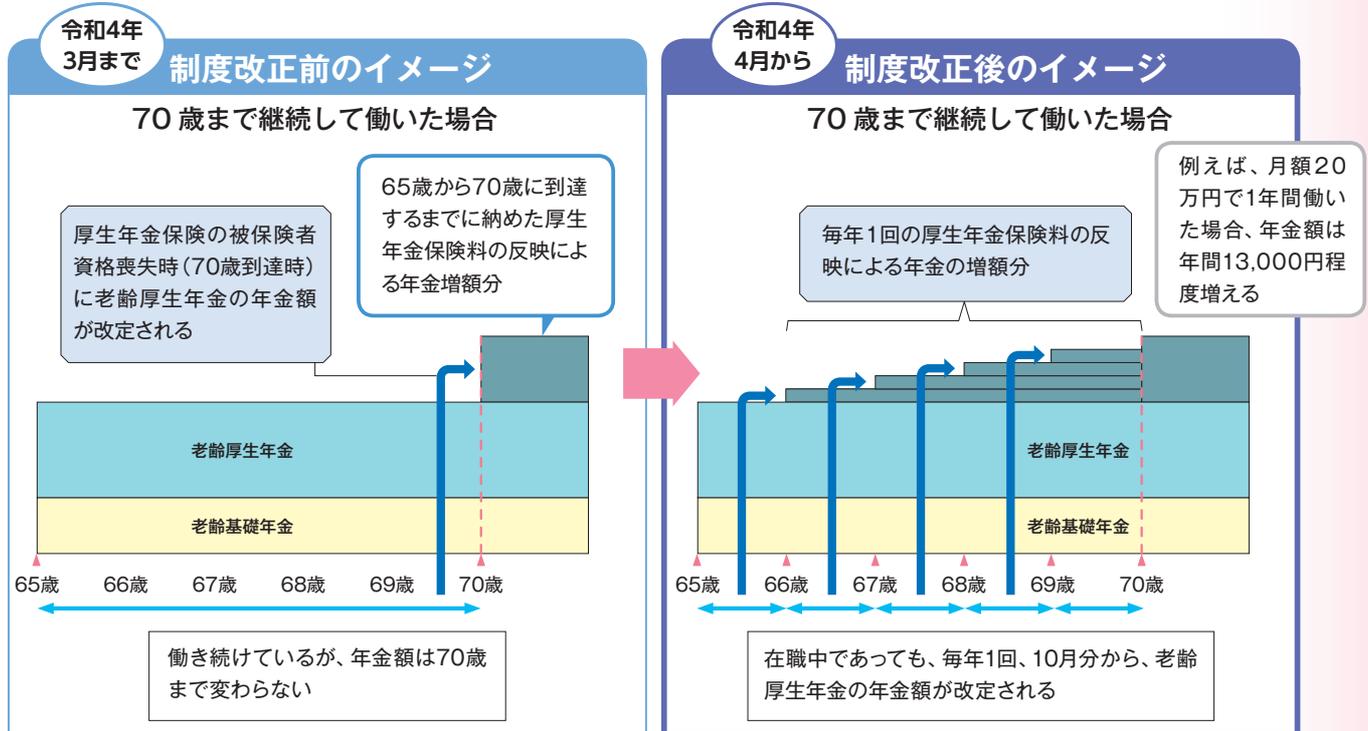
令和4年3月までは、老齢厚生年金を受給できる65歳以上の方が厚生年金保険に加入して働いた場合、退職したときまたは70歳に到達したとき^{※1}のどちらかのタイミングを迎えるまで、65歳以降に納めた厚生年金保険料は、年金額に反映されませんでした。

令和4年4月からは、退職したときの改定に加え、在職中であっても毎年1回、10月分から^{※2}、納めた厚生年金保険料を年金額に反映するための改定（在職定時改定）が行われることとなりました。^{※3}

※1 厚生年金保険の被保険者資格は、制度上70歳到達時までとなります（資格喪失後は、厚生年金保険料の納付はありません。）。

※2 10月分の年金は、12月定期支給で支払われます。

※3 組合員として在職中の方は当共済組合の老齢厚生年金について、民間会社等にお勤めの方は加入されている他の実施機関の老齢厚生年金について、改定が行われます。



自身の年金額を正確に確認してください。在職中であっても、毎年1回年金額が改定されます。